

有効期間満了日 令和10年3月31日  
熊人安第76号  
令和6年3月27日

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく警察官通報の適切な運用等について（通達）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定に基づく入院措置（以下「措置入院」という。）については、厚生労働省が策定した「措置入院の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を各自治体と共有し、適切な運用に努めており、見出しの件において、当県では、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について」（令和5年3月1日付け警察庁丙生企発第15号ほか）に基づき、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について（通達）」（令和5年3月8日付け熊人安第50号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところである。

この度、ガイドラインの改正において、法第23条の規定に基づく通報（以下「警察官通報」という。）に直接関わる変更はないものの、同改正に基づき警察庁から、別添「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく警察官通報の適切な運用等について（通達）」（令和6年3月1日付け警察庁丙生企発第94号ほか）及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく警察官通報の運用上の留意事項について（通達）」（令和6年3月1日付け警察庁丁生企発第118号ほか）が発出されたので、各所属にあっては、引き続き、適切な運用に努められたい。

なお、前記ガイドラインについては、あくまでも指標又は方針としての位置付けであることを念頭に置き、適切な運用を図られたい。

本通達の発出をもって、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく警察官通報の適切な運用等について（通達）」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく警察官通報の運用上の留意事項について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。